平成28年度「滋賀県教育委員会事務の 点検・評価」に関する報告書 (平成27年度実績)

平成28年9月

滋賀県教育委員会

目 次

平月	戈28年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について・・・・・	• •	• 1
1	滋賀県教育委員会の委員の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• 3
2	第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性・・・・・		• 9
3	第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況・・・・・・		4 4
4	<別表> 主要事業の実績・成果・課題		

平成 28 年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。また、この点検及び評価にあたっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

本報告書は、同法の規定に基づき、滋賀県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものである。

なお、本報告書は、「第2期滋賀県教育振興基本計画(以下、基本計画という。)」 第5章の3に規定する、施策の実施状況、成果指標・事業目標の達成状況、施策の 効果等についての点検・評価も兼ねる。

2 実施方針

基本計画に基づく主要施策の点検・評価は、以下の方針に従って実施することとする。

- ・基本計画に示される施策の柱ごとに、取組の成果・課題および今後の方向性を 示していく。
- ・基本計画に示される 26 項目の成果指標・事業目標について、実績および達成状 況等の把握を行う。
- ・別表では、基本計画に示される施策の柱に沿って、事業ごとに事業実績・施策 成果・今後の課題を示していく。

3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性・公平性を高めるため、教育に関し学識経験を有する方4名 により組織する「滋賀県教育委員会事務の点検・評価懇話会」において、意見・助 言等を聴取する。

(50 音順、敬称略)

氏 名	役 職 等
上杉 孝實	京都大学 名誉教授
北川 鉄樹	滋賀経済産業協会 専務理事
中作 佳正	株式会社ナカサク 代表取締役社長
原 清治	佛教大学 教授

報告書全体に対する学識経験者の意見等

- ・第2期滋賀県教育振興基本計画に沿って積極的に取り組まれており、概ね良好といえるが、目標と実績にずれがあるものについては、その要因の分析等を進め、計画の実現に努められたい。
- ・多岐にわたる事業を実施していることは評価できるが、30年後の日本をイメージ し、優先順位をつけて事業を実施していくという観点も検討していただきたい。
- ・教育現場での努力には敬意を表するが、実態として社会に出てくる若者を見るとき、魅力の多い、期待に満ちた、はつらつとした若者がいかに少ないかを感じる。 数値目標は重要であるが、数字には表れない取組の中にも、必要不可欠なものがある。教員が子供たちに向き合う時間を確保し、教育者としての教員の資質向上に取り組んでいただきたい。
- ・次期計画の策定の際には、目標の達成状況を的確に示す成果指標について検討を お願いしたい。

1 滋賀県教育委員会の委員の活動状況

1 滋賀県教育委員会委員の任期等について(平成27年度)

職名	氏 名	委 員 任 期	委員就任年月日
委員長	藤田義嗣	平成 25 年 10 月 14 日~	平成 25 年 10 月 14 日
安良艾		平成 29 年 10 月 13 日	(1期)
委員	土井 真一	平成 25 年 4 月 1 日~	平成 25 年 4 月 1 日
(委員長職務代理者)	上井 真一 	平成 29 年 3 月 31 日	(1期)
委員	河上ひとみ	平成 24 年 4 月 1 日~	平成 24 年 4 月 1 日
女	別上いこの	平成 28 年 3 月 31 日	(1期)
委員	佐藤 祐子	平成 24 年 4 月 1 日~	平成 24 年 4 月 1 日
女 只	一位脉 和丁	平成 28 年 3 月 31 日	(1期)
委員	宇野・正章	平成 25 年 4 月 1 日~	平成 25 年 4 月 1 日
安 貝 十野 近早		平成 29 年 3 月 31 日	(1期)
教 育 長	河原 恵	平成 24 年 4 月 1 日~	平成 24 年 4 月 1 日
	四	平成 28 年 3 月 31 日	(1期)

2 教育委員会の開催状況

(1)教育委員会の開催

定例会 12回

臨時会 5回

延べ 17回

(2)審議件数

審議件数 145件

(議決案件106件、報告案件35件、その他(委員人事2件、継続審議2件))

(3) 定例会の概要

回	開催年月日	議事等
		議 案: 平成 27 年度教科用図書選定審議会委員の選任について等
4	亚世 07 年 4 日 10 日 (合)	4 件
'	平成 27 年 4 月 10 日(金)	報告事項:滋賀県立学校いじめ問題調査委員会からの答申(平成 26
		年度)について1件

2	平成 27 年 5 月 8 日(金)	議 案: 平成 28 年度に中学校において使用する教科用図書の採択 の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償 措置に関する法律施行令第9条に定める採択基準と選定 に必要な資料について等4件 報告事項: 平成28 年度(2016 年度)滋賀県公立学校教員採用試験実 施要項(概要)について等2件
3	平成 27 年 6 月 12 日(金)	議 案: 平成 28 年度滋賀県立中学校入学者選抜要項について等 11 件 報告事項:第39回全国高等学校総合文化祭「2015 滋賀 びわこ総文」 の開催について等 4 件
4	平成 27 年 7 月 22 日(水)	議 案:滋賀県指定有形文化財の指定を滋賀県文化財保護審議会 に諮問することについて1件 報告事項:平成27年3月高等学校卒業者就職決定状況調査について 等5件
5	平成 27 年 8 月 7 日(金)	議 案:滋賀県立中学校において平成28年度に使用する教科用 図書の採択案について1件 報告事項:学習船「うみのこ」建造に係る入札の結果について1 件
6	平成 27 年 9 月 4 日(金)	議 案:平成28年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部 入学者選考要項について等4件 報告事項:第39回全国高等学校総合文化祭「2015滋賀 びわこ総 文」の開催結果について等4件
7	平成 27 年 10 月 21 日(水)	議 案: 平成 27 年度滋賀県教育功労者表彰の決定について等 4件 報告事項: 平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題 に関する調査について等 2 件
8	平成 27 年 11 月 11 日(水)	議 案:平成 28 年度滋賀県立高等学校第1学年募集定員について等 12 件 報告事項:平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について等 2 件
9	平成 27 年 12 月 18 日(金)	議 案:滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する 規則の一部改正について等4件 報告事項:「(仮称) 滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な 考え方」の原案について等4件
10	平成 28 年 1 月 20 日(水)	議 案:滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例案に関する意見について等7件 報告事項:滋賀県社会教育委員会議の提言について等2件
11	平成 28 年 2 月 3 日(水)	議 案: 平成 28 年度滋賀県一般会計予算案のうち教育委員会所 管の予算案に関する意見について等 7 件 報告事項: 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン (実施プラン) (素 案) について等 4 件

	平成 28 年 3 月 24 日(木)	議 案:滋賀県教育委員会の事務部局に属する職員等の人事評
10		価に関する規則の制定について等 25 件
12		報告事項:「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」
		の策定について 1 件

(4) 臨時会の概要

回	開催年月日	議事等
1	平成 27 年 8 月 5 日(水)	議 案:滋賀県立中学校において平成28年度に使用する教科用
1	一十成 27 平 6 月 5 日 (水)	図書の採択案について等2件
2	平成 27 年 8 月 6 日(木)	議 案:滋賀県立中学校において平成28年度に使用する教科用
	一一版 27 平 0 月 0 日(水)	図書の採択案について1件
3	平成 27 年 8 月 26 日(水)	議 案:滋賀県立特別支援学校小・中学部において平成 28 年度
3	一十成 27 平 6 月 20 日(水)	に使用する教科用図書の採択について等4件
		議 案:滋賀県教育委員会の保有する個人情報の保護に関する
4	 平成 27 年 10 月 13 日(火)	規則の一部を改正する規則に係る臨時代理の承認につ
4	十成21 年 10 月 13 日(火)	いて 1 件
		そ の 他:滋賀県教育委員会委員長の選挙について等2件
		議 案:平成27年度滋賀県一般会計補正予算案(第7号)のう
		ち教育委員会所管の予算書に関する意見に係る臨時代
5	平成 28 年 3 月 18 日(金)	理の承認について等 16 件
		報告事項:滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会の報告
		について等3件

3 活動状況

(1)総合教育会議

	開催年月日	議題	ゲスト	開催場所
1	平成 27 年 4 月 24 日(金)	・大綱の策定について ・全国学力・学習状況調査の振 り返りについて ・就学前教育の充実と義務教育 への円滑な接続について	・中西健氏(滋賀県保育協議会会長) ・大橋美智子氏(滋賀県国公立幼稚園長会会長)	北新館 5-B 会議室
2	平成 27 年 6 月 22 日 (月)	・大綱の策定について ・重点施策の取り組み状況について ・多様な教育主体の取組について	・成瀬正氏(志門塾総塾長) ・福井清人氏(おうみ進学プラザ代表取締役社長) ・井内良三氏(株式会社タオ代表取締役社長)	北新館 5-A 会議室

3	平成 27 年 8 月 6 日(木)	・大綱の策定について ・放課後における地域の教育力 の向上について ・次年度以降重点的に講ずべき 施策について	・伊藤照男氏(湖南市教育研究所所長) ・片山源之氏(滋賀県学童保育連絡協議会副会長) ・児玉さつき氏(湖南市岩根学童保育所指導員)	県庁東館 7 階大会議室
4	平成 27 年 9 月 4 日(金)	・本県の学ぶ力向上施策について ・次年度以降重点的に講ずべき 施策について	_	北新館 5-A 会議室
5	平成 27 年 11 月 6 日 (金)	・本県における特別支援教育に ついて ・本県における職業人(産業人 材)の育成について	・菊次正純氏(キヤノンマシナリー株式会社専務取締役経営管理センター所長) ・市川健治氏(株式会社市川農場代表取締役)	北新館 5-A 会議室
6	平成 28 年 2 月 3 日(水)	・困難を抱える児童生徒の現状 と支援について ・今年度の総合教育会議の総括 と次年度の開催方針について	・谷のは (滋賀の) 縁しまして (滋賀の) ・谷の (と で) ・ と で (で) ・ で (で) ・ で (で) ・ で (で) ・ で (で) ・ で (で) ・ で (で) ・ で (で) ・ で で (で) で	県庁東館 7 階大会議室

(2) ふれあい教育対談

回	開催年月日	訪問先	テーマ
1	平成 27 年 5 月 28 日(木)	大津市立逢坂小学校	想像力を育み、感性を磨く、朝の読書活 動
2	平成 27 年 6 月 17 日(水)	県立守山養護学校	児童生徒一人ひとりの病状や能力・適 性等に応じた教育

			子どもの学ぶ力の向上をめざし、学び続	
3	平成 27 年 8 月 10 日(月)	滋賀県総合教育センター	ける教職員研修	
	平成 27 年 9 月 3 日(木)		児童生徒一人ひとりの発達や障害に応	
4		県立長浜養護学校	じた教育	
			~社会の一員として自立し、社会参加で	
			きる人間の育成~	
			軽度の知的障害のある生徒の社会的・	
5	平成 27 年 9 月 3 日(木)	県立長浜高等養護学校	職業的自立を目指して	
			~生徒一人ひとりの適性に応じた教育	
			活動の展開~	
6	平成 27 年 9 月 10 日(木)	草津市立志津小学校	思考力、判断力、表現力の育成を目指	
	一,成 27 平 9 万 10 口(水)	早净川立心净小子权	すタブレットPCの有効活用	
7	亚世 07 年 10 日 10 日(水)	立 ル 肚 伊 誰 誰	民俗文化を見つめ直す ~人と地域の	
7	平成 27 年 10 月 13 日(水)	文化財保護課	輝きをもとめて~	
0	平成 27 年 10 月 23 日(金)	甲賀市立水口中学校	本校の理科教育および外国人生徒教	
8			育の現状と課題	
	T-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-	W to 12 1 1/2 1/2 1/2 for 24 1	総合単位制普通科高校への改編2年目	
9	平成 27 年 10 月 28 日(水)	滋賀県立能登川高等学校	を迎えて	
4.0	甲良町立甲良東保育セン	主体的にあそぶ中で、自ら学び、考える		
10	平成 27 年 10 月 28 日(水)	ター	力を育てる保育の在り方を探る	
11	平成 27 年 11 月 4 日(水)	延暦寺	延暦寺の文化財の魅力の発信について	
		滋賀県立八日市南高等学		
12	平成 27 年 11 月 16 日(月)	平成 27 年 11 月 16 日(月)	校	地域連携による人材育成
13	平成 28 年 1 月 26 日(火)	草津市立玉川中学校	自律・友愛・創造の心を育む教育活動	
	平成 28 年 1 月 29 日(金)		どの子もが生き生きわくわく学ぶ外国語	
14		竜王町立竜王小学校	活動	
	平成 28 年 2 月 5 日(金)			
15		彦根市立旭森小学校	T	
			~ ~スクールソーシャルワークの活用~	
			明日を生きる子どもたちに確かな学力と	
16	平成 28 年 2 月 19 日(金)	滋賀県総合教育センター	豊かな心を	
<u> </u>			豆パイム心で	

(3) 県外視察

回	開催年月日	訪問先	テーマ
1	平成 27 年 7 月 15 日(水)	広島市立広島特別支援学 校および広島県教育委員 会	特別支援教育における職業教育および『学びの変革』
2	平成 27 年 10 月 19 日 (月)	鯖江市鳥羽小学校、福井 市社南小学校、福井県教 育研究所および福井県教 育委員会	学力向上のための取組、体力向上のための取組、学力・体力上位県を支える 教員の人材育成について

(4) 市町教育委員会との意見交換会

回	開催年月日	訪問先	テーマ	
1	平成 28 年 1 月 29 日(金)	竜王町教育委員会	学ぶカ向上に向けた取組について、県	
'	十八人 20 年 1 月 29 日 (並)	一次 20 午 1 万 29 口 (亚) 电工则 教育委員会	一次 20 年 1 万 29 日 (金) 电工则 教育委員会	町で連携すべき施策について、その他
2	平成 28 年 2 月 5 日(金)	彦根市教育委員会	学ぶカ向上に向けた取組について、県	
	十成 20 4 2 月 3 日(並)	杉低川	町で連携すべき施策について、その他	

(5) その他会議、研修等

	開催年月日	会議名	開催場所
1	平成 27 年 4 月 3 日(金)	平成 27 年度滋賀県教育行政重点施策説明 会·平成 27 年度滋賀県市町教育委員会委員 研修会	県庁新館 7 階大会 議室
2	平成 27 年 7 月 28 日(火)	全国高等学校総合文化祭開会式	びわ湖ホール
3	平成27年8月31日(月)	第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第 3 回総会	琵琶湖ホテル
4	平成 27 年 9 月 26 日(土)	紀の国わかやま国体総合開会式	紀三井寺公園陸上 競技場
5	平成 27 年 9 月 29 日(火)	都市教育委員会連絡協議会教育委員協議会	近江八幡グリーン ホテル
6	平成 27 年 10 月 24 日(土)	第 59 回人権教育研究大会	彦根文化プラザ
7	平成 27 年 11 月 4 日(水)	近畿2府4県教育委員協議会	コラボしが 21
8	平成 27 年 11 月 21 日(土)	滋賀教育の日 2015 フォーラム	野洲文化小劇場
9	平成 28 年 2 月 1 日(月)	全国都道府県教育委員会連合会第2回総会	ホテルグランドヒ ル市ヶ谷

- ・多くの会議や対話がなされていて評価できる。さらに各地の状況を把握し、学校教育と社会教育の連携を進め、地域の教育力を高めていただきたい。
- ・県外視察も重要であるが、国外での研修も是非検討していただきたい。

第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性 2

施策体系

基本目標

未来を拓く心豊かで たくましい人づくり

~学び合い支え合う 「共に育つ」滋賀の教育~

基本目標達成に向けた3つの柱と施策	-		指標 目標	
	ľ	0	Δ	_
柱 1 子どものたくましく生きる力を育む		7	7	
1 「確かな学力」を育む		1	3	0
2豊かな心」を育む(1) 社会性や思いやりの心の育成(2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成		0	3	0
3 「健やかな体」を育む (1) 体力向上と健康の保持増進 (2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上		3	0	0
4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進 (2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進		0	1	0
5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進 (1) 特別支援教育の推進 (2) 外国人児童生徒等への学習支援		2	0	0
6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進 (1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進 (2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進		1	0	0
柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる	Г	6	1	
1 魅力と活力ある学校をつくる	-	2 2	0 0	α 1
4 子育て環境支援の充実を図る (1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進 (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり (3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進 5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる (1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり		1	0	0
(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信	Ĺ			L
柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する 1 社会的課題に対応した学習の推進		2	2	
(1) 環境に配慮した社会づくり (2) 人権尊重と共生の社会づくり (3) 消費者教育、交通安全教育等の充実			/	_
2 健康づくりと生涯スポーツの振興 (1) 誰もが楽しめるスポーツ活動の充実 (2) スポーツ環境の整備・充実		0	1	0
3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実 (1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信 (2) 文化財の保存・継承、活用の推進 4 生涯学習の場の充実		1	0	0
(1) 社会教育体制等の整備推進 (2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり (3) 読書環境の整備と読書活動の推進		1	1	0

合計 15 10

学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

1 「確かな学力」を育む

(1)子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

(2)社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

施策の	施策の取組状況			
〇成果	指標等	H27実績	H27目標	
1	教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析 し、相互に研修する回数(授業研究を伴う校内研修 を年間11回以上実施している学校の割合)	小学校 23.6% 中学校 13.8%	小学校 80% 中学校 80%	
2	「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童 生徒の割合	小学校 35.2% 中学校 20.0% 【H26実績】 小学生 30.4% 中学生 17.5%	【H30目標】 小学生 40% 中学生 30%	
3	放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する 小学校の割合(週1回以上実施している学校の割 合)	28. 3%	30%	
4	不読者(月に1冊も本を読まない児童生徒)率	小学生 2.5% 中学生 13.8% 高校生 42.6%	小学生 2.9% 中学生 13.0% 高校生 36.0%	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・確かな学力の育成、小1プロブレムや中1ギャップ、いじめ・不登校や発達障害のある児童生徒への対応等の多くの教育課題への対応に迫られ、きめこまかな教育環境の整備が急務となっている。そのため、法律により義務づけられている小学校1年生に加え、小学校2年生~小学校6年生および中学校1年生~中学校3年生(小学校3年生については複数指導との選択制、小学校4年生~小学校6年生・中学校2年生・中学校3年生については少人数指導との選択制)における35人学級編制をすべての小・中学校で実施した。また、各学校の実情に応じ、特定の教科で基礎的な学力の定着を図り、基礎基本を徹底するために少人数の学習集団を編成することで、きめ細かな指導を行う学校の取組を支援した。
- ・全国学力・学習状況調査の各教科における平均正答率は、平成25年度では小学校の各教科で全国との差が最も開いたが、各学校で思考力、判断力および表現力を向上させる授業改善を行った結果、平成27年度には、小学校・中学校とも国語、算数・数学のB問題で改善が見られた。
- ・平成27年3月に策定された「学ぶ力向上 滋賀プラン」を基に、授業改善をプランの中核の一つとして事業を推進した。「教科指導力 ステップアッププロジェクト」においては、「学び確認テスト」や「学び直しプリント」を作成するとともに、放課後等を利用した学習の補充をおこなう取組を推進することにより、各学年で身に付けておくべき力の定着を図った。また、「学力向上アプローチ事業」においては、学習成果を確かめる評価問題を研究・活用し、子どもの思考力や表現力を高める授業改善を推進した。

・県立高等学校においては、これからの社会で必要とされる主体的協働的な学びの創出と思考力・ 判断力・表現力等の育成を目指して、学力向上・評価研究など生徒が主体的に取り組む授業のあり方や評価の研究を行った。

②課題と今後の方向性

- ・複雑化・多様化する社会において、子どもたちの多様な学びを保障・促進していくことが必要であり、少人数学級編制や少人数指導によるきめ細やかな指導を一層推進していく必要がある。
- ・各学校において、授業改善を一層推進し、「わかる」・「できる」喜びを実感させ、教科の学習に関する関心・意欲を高めるとともに、授業と家庭学習を繋ぐ取組を進め、学習習慣を始め児童 生徒の学習状況を改善し、主体的な学びの姿勢を育成する必要がある。
- ・全国学力・学習状況調査においては、小学校算数Aおよび中学校国語Aに課題が見られるため、 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る指導の充実が、引き続き求められる。
- ・「学ぶ力向上 滋賀プラン」の推進を図りながら、学習指導要領の改訂を見据え、平成28年度は、新たに「主体的・協働的な学び推進事業」を実施する。本事業においては、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(アクティブ・ラーニング)を推進し、言語活動の一層の充実を図るとともに、子どもたちの主体的な学びのサイクルを作り出すことにより、一人ひとりの学ぶ力を高めていく。
- ・文部科学省が進める高校教育改革に位置づけられた次期高校学習指導要領実施に向けて、「何を知っているか」から、「何ができるようになったか」を重視する「学びの変革」を行うとともに、変化・複雑化する課題の解決に必要な資質・能力を育成する必要がある。
- ・ 小学校では読書活動がほぼ定着してきており、他の層でも不読率は年々減少傾向である。平成30年度の目標指標達成のため、平成26年12月に策定した第3次しが子ども読書活動推進計画の一層の推進を図り、公共図書館・学校図書館と協力しながら、学校現場での読書指導の支援を充実させる必要がある。

(2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けた、 国際的に活躍できるグローバル人材を育成するため、小学校英語の教科化を見据え、小中高を通 じた系統的な英語教育を推進するとともに、グローバルリーダーの高等学校段階からの育成を目 指し、スーパーグローバルハイスクール事業により、英語による課題研究等の取組を行った。
- ・進展著しい情報化社会において必要とされる技能や態度を育成することができるよう、教育用コンピュータの配置など情報教育環境の整備を行うとともに、将来国際的に活躍し得る科学技術系人材の育成を図るため、スーパーサイエンスハイスクール事業により、各指定校において研究開発等に取り組んだ。

②課題と今後の方向性

・次期学習指導要領の改訂による小学校英語の早期化および教科化に向けて、小中高における系統的な英語教育の推進を一層図る必要がある。また、今後も、広い視野をもって、異なる国や文化の人々と協力していくための資質を養うとともに、国際社会において主体的に行動するための基礎となる態度や能力を育成する必要がある。さらに、スーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクール等研究指定校の成果のさらなる普及を図り、全県下に広めていく必要がある。

- ・成果指標にある校内研修は、学力向上を目指す上で重要であるので、引き続き取組を強化するとともに、小・中学校が一緒になった研修会を拡大していくことが重要である。
- ・ 社会の変化に対応するため、児童生徒および教職員のコンピュータリテラシーを高めることが必要である。
- 児童生徒が、身近な遊びから科学の視点を学ぶことができるような指導をお願いしたい。
- ・少人数学級編制の実施を継続することが必要である。また、科目別に理解度によるクラス編成を 行い、一人ひとりの生徒に寄り添う指導を行うことができればと考える。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

2 「豊かな心」を育む

(1)社会性や思いやりの心の育成

子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育 や体験活動等の推進を図ります。

(2)人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

子どもが豊かな人間関係をつくることができるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

(3)互いの人権を尊重する心や態度の育成

子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。

施策の	施策の取組状況				
〇成果	指標等	H27実績	H27目標		
5	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒 の割合	小学生 76.8% 中学生 64.9% 【H26実績】 小学生 77.3% 中学生 64.1%	【H30目標】 小学生 83% 中学生 70%		
6	人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を 行っている学校の割合	98.5% 【H26実績】 99.2%	【H30目標】 100%		
7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	27. 3%	文化部加入率 27.4%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 社会性や思いやりの心の育成

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・子どもたちが地域の人々の協力を得て、公民館等で一定期間生活を共にしながら学校に通う通学合宿等の体験活動を推進し、平成27年度は県内13市町59箇所で実施された。子どもたちの自主性・生活力・協調性が高まるとともに、地域の多くの方とのつながりが生まれ、地域での顔が見える関係づくりにつながっている。
- ・ 文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の推進地域(推進校)における実践 研究を推進するとともに、道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)の専門性を 高める研修を実施した。
- ・ 市町道徳教育担当者研修会を実施し、効果的な学校教育全体で行う道徳教育・道徳授業の在り方について周知した。また、県道徳教育推進協議会の組織、「道徳教育振興だより」の作成を行い、教員の指導力向上を図った。

- ・学校全体を通じて行う道徳教育、地域ぐるみの道徳教育については、地域や学校ごとの温度差がある。「私たちの道徳」の活用を含め、地域の実態に応じた道徳教育を推進していくことが必要である。
- ・ 道徳授業において、児童生徒の多様な実態や発達の段階に即した柔軟な指導方法について研究を 進める必要がある。また、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる とともに、多様な体験活動を生かす指導方法を工夫していく必要がある。

(2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・プロの陶芸家が講師となり、「土」という素材を用いてものを作ることの喜び、感動を体感できる創作体験プログラムである「つちっこプログラム」の参加者は年々増えており、平成27年度の参加者は11,640人で平成26年度比5.9%増となった(平成26年度10,992人)。
- ・ホールの子事業では、子どもたちの舞台芸術への関心を高め、感性を育む良い機会を充実させる ため、平成23年度の事業開始から、毎年2公演ずつの公演数の拡大や交通費の助成を行ってい る。その結果、参加者数は年々増加し、参加校のリピート率は85%を超えている。
- 第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会により、新規部門の設置等、部門の強化を図り高校生の芸術文化活動の活性化を図るとともに、全国や海外から参加した高校生とも交流を深め、全国的、国際的な友好の輪を広げることができた。
- ・学校教育や社会教育の場で、子ども同士の人間関係づくりを効果的に支援できる指導者養成を図るため、しが「心の冒険」プログラム(SMAP: Shiga Mental Adventure Program)を中心とした研修会を開催し、県内3会場で計64名が受講した。また、総合教育センターで行われる小・中学校初任者研修への組み入れや、学校等への出前講座等を通じて、SMAPの積極的な啓発を行った。

②課題と今後の方向性

- 「つちっこプログラム」については、講師やアシスタント等の陶芸家の活動をホームページで紹介し、子どもたちと陶芸家との出会いをさらにに充実させるとともに、琵琶湖からの贈り物である粘土や信楽の町、信楽焼、地元陶芸家の魅力を伝えながら、創作体験だけではなく、県の文化や歴史を学ぶ機会としたい。
- ・ホールの子事業の参加校は平成26年度に比べて増加しているものの、依然としてびわ湖ホール近隣の学校と比べて遠方の学校からの参加率が低い状況にあり、未参加校の参加率の向上が課題であるため、学校や教育関係者に対し積極的に参加を呼びかけていく。
- 第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会開催の取組過程で獲得した成果を引継ぎ、活発化した高校文化部活動のさらなる発展に努めていく必要がある。
- ・ 学校教育における子どもの集団づくり、子どもと教員、子ども同士の関係づくりに有効な手法となる、しが「心の冒険」プログラムの一層の普及・啓発を図っていく必要がある。

(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・ 平成26年度まで展開してきた子ども輝き人権教育推進事業において、困難な状況にある児童生徒の無気力・低学力等の課題の背景には、自尊感情の低さが起因していることが見えてきことから、平成27年度は県内の15市町、30学区を推進学区に指定し、子どもの生活と学ぶ意欲を支える基本となる自尊感情を高める取組を推進した。研究会において成果を県内全域に発信した。
- ・教職員の世代交代が進む中、人権教育のこれまでの成果を次世代に継承し、教職員の資質向上につなげていくため、人権教育推進リーダー養成講座を開催した。平成25年度から27年度の間に、すべての公立学校からの受講を修了する(小学校2校を除く。)ことができた。

②課題と今後の方向性

- ・取組状況が学区によって様々であるため、ブロック別交流研究会を開催することで、より多くの 教職員が交流できるようにし、先進的な取組の成果の共有化を図る。また、自尊感情の育成に は、地域や家庭の役割が大きいことから、家庭や地域にも取組の成果を発信するなど、協働実践 につなげていけるよう工夫する。
- ・ 人権教育推進の中核を担うリーダーの育成を推進する必要があるため、若手リーダーの育成とともに、より確かな中堅リーダーを育成するためのプログラムを構成した講座を開催する。

- ・ 自尊感情と学力には相関関係が見られるので、どちらか一方ということではなく、総合的に取り 組んでいただきたい。
- ・地元の祭や舞踊に関わるなど、学校以外の現場教育が重要である。地元の祭礼についての学習は有意義であり、総合学習の中で取り組むことができればよいと考える。また、道徳教育やマナーを身に付けるためには、古典作品を学ぶことが重要である。
- ・子ども同士がつながり、互いに認め合うことができるよう人間関係力のつくり方を指導する必要がある。
- ・ 小・中学校でハラスメントの問題について映像等を用いながら段階的に学ぶことが必要である。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

3 「健やかな体」を育む

(1)体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ 資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。 また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といっ

- また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国局等字校総合体育大会とい た全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、健やかな体の育成に一層取り組みます。

(2)健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭および地域が連携・協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります

施策の	施策の取組状況			
〇成果	指標等	H27実績	H27目標	
8	小学校「健やかタイム(10分間運動)」の実践校数	152校 【H26実績】 18校	【H30目標】 全小学校	
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員 数	234人	230人	
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者 数(累計)	336人(H27) 1,016人(累計)	900人	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 体力向上と健康の保持増進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・「全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査」の小学生の体力合計点は、女子が過去最高値を示したものの、男女とも平成26年度に続き全国平均値を下回った。このような状況を踏まえ、以前より実施している「子どもを運動好きにするための取組」に加えて、平成26年度に拠点校18校で取り組んだ「10分間運動」を実践事例集としてまとめ全小学校に配付し、「健やかタイム」として実施校の拡充に努め152校で取り組んだ。
- ・体育授業力アップ研修等を開催し、教員の指導力向上に努めた。さらに、運動部活動を推進する ため、指導者のスキルアップ研修として、平成25年度から体罰防止研修会を年2回開催するなど 指導者の資質向上に努めている。

- ・平日の運動時間が少ないことが課題であることから、全小学校で「健やかタイム」を実施することより運動時間を確保し、子どもたちが様々な運動に楽しく取り組む中で体力向上を図り、運動習慣を確立できるよう努める。
- 教員の指導力向上のため、授業・部活動指導の研修内容を充実させ、適切な指導と運営ができるよう取組を継続する。

(2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

・ 平成26年度から28年度までの3年間において『朝食摂取アップ』の取組を重点的に行い、小学校5年生では93%、中学校2年生では90%まで増加させることを目標とし、「毎日必ず朝食を摂る」よう児童生徒の望ましい食習慣の確立に努めている。平成27年度の朝食摂取状況6月調査結果は、小学校5年生89.2%、中学校2年生86.1%であり、いずれも県の目標値に到達していない状況であった。こうした状況を踏まえ、平成27年度においては、『朝食摂取アップ実践事例集』を作成し、ホームページに掲載した。

②課題と今後の方向性

- ・食に関する指導については、学校での指導だけではなく、学校から家庭や地域へ食生活に関する 啓発活動をこれまで以上に行い、協力を得る必要がある。そこで、特に「ぐっすり睡眠・しっか り朝食」を合言葉として生活習慣の改善に向けて取り組むことができるよう、さらに学校を中心 に家庭や地域と連携し啓発しながら、学校における計画的で継続的な食に関する指導の充実を図 る。
- ・『朝食摂取アップ実践事例集』を県内のすべての公立学校へ配布し、各校の食育の授業等で有効に活用してもらえるよう周知を図る。

- ・ 学校だけではなく、地域や家庭で日常的に身体活動のできる環境醸成が必要である。
- 「健やかタイム」の継続により基礎体力を向上させることも重要であるが、同時に、一芸に秀でた児童生徒を育む教育も重要である。
- 自分たちで食物を育てることが食育の基本であると考える。単発の行事ではなく、学校園の畑等を活用し、日々食物づくりに携わることのできる取組をお願いしたい。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1)地域資源を活用した特色ある教育の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきます。

(2)自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。

施	施策の取組状況				
0	O成果指標等 H27実績 H27目標				
		県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中 学校の児童生徒数	19, 590人	25, 800人	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・郷土の歴史や文化、人物などを取り上げた学習資料を各学校に配付することにより、小学校3年生以上の児童生徒の地域についての問題解決的な学習の充実を図った。「郷土の文化」学習ガイドおよび「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」という副読本が、社会科や総合的な学習の時間等の調べ学習の参考資料として活用されている。

②課題と今後の方向性

・これまで配付した副読本を活用した取組は、アクティブ・ラーニングの視点からの授業構築にも 資することから、引き続き推進していく。また、博物館、美術館等を利用した子どもの文化・芸 術体験や、それらの施設からの出前講座等、学校の教育活動を支援する取組、地域人材や資源を 生かした取組により、子どもが多彩な文化に触れ、体験できる機会を充実させる。

(2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・「第二次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、環境人材の育成を推進した。環境学習支援の拠点となる琵琶湖博物館環境学習センターでは、情報発信、相談対応等を実施し、幼児体験型環境学習では、幼少期の環境学習の推進に大きな影響力を持つ保護者に多数参観をいただくことができたほか、地域と連携した「エコ・スクール」活動では、前年度に引き続き15校を認定した。また、環境学習に関わる多様な主体の意見を聞きながら、「第三次滋賀県環境学習推進計画」の策定を行った。
- ・「あおい琵琶湖」という副読本(小学校編、中学校編、高等学校編)の改訂を重ね、活用率はこれまでから100%を維持してきた。平成27年度も副読本の活用により、学校や地域、博物館等との連携を一層深め、地域の歴史的な価値や魅力や先人の知恵に触れる学習の機会を増やしながら、主に小学校では、フローティングスクールの事前事後学習として、中学校・高等学校では総合的な学習の時間に活用し、子どもの郷土を愛し、大切にしようとする思いを育んできた。

- ・学習船「うみのこ」を活用した環境教育の推進については、昭和58年に就航以来、県内すべての 小学校5年生を対象に児童学習航海を32年間継続的に続けてきた。また平成11年度より淀川下流 域の京都府および大阪府の小学生を対象に計58校と交流航海を続けてきた。平成27年度には、県 内乗船児童数が県民の3分の1以上となる累計51万人を超えた。
- ・森林環境学習「やまのこ」事業では、県内235校の小学校4年生を対象に、間伐や木工クラフト、 森林観察等を実施した。
- ・たんぼのこ体験事業では、食物を「育てる」段階から「食べる」段階までの一連を学ぶ農業体験学習を県内の202校の小学校で実施した。

②課題と今後の方向性

- 平成27年度末に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、世界的なESD(持続可能な 開発のための教育)推進の流れも注視しながら、環境に配慮し主体的な行動ができる人育てにより、持続可能な社会づくりを図っていく。
- ・次期学習指導要領により求められる主体的・協働的に探究する学習の場において活用するため、 具体的事例等を盛り込んだ「あおい琵琶湖」の改訂に向け、平成30年度改訂委員会を設置し、平成31年度から小学校・中学校・高等学校の順に具体的な指導事例を含めた改訂版を出す予定である。
- 「琵琶湖の保全と再生に関する法律」の条文の中で、琵琶湖は「国民的資産」と位置付けられ、また第21条の中で教育の充実がうたわれていることから、平成28年度より、学習船「うみのこ」の交流航海を、岐阜県および奈良県にも拡充し、また近隣府県の親子が体験乗船する「親子体験航海」を4回実施し、事業の発信に力点を置く。
- ・学習船「うみのこ」での体験学習プログラムが固定化しつつあることから、平成28年度より検討 チームを発足し、探究的な学習内容となるよう環境整備を進めている。
- ・森林環境学習「やまのこ」事業においては、体験学習に加え、事前・事後学習を積極的に行い、 学びを深化させていくことが必要となる。
- たんぼのこ体験事業においては、学んだ内容を、学校や地域での実践につなげていくことができるよう、指導を進めていくことが必要である。

- ・ 今後とも体験学習の充実が期待される。環境の保全には、社会的な側面についての学習も重要である。
- ・体験学習は、一回きりの行事的な活動に留まることなく、継続的な取組が必要である。また、あ えて不便な環境に身を置くことで、日常生活のありがたみを感じることができると考える。
- ・各地域において、琵琶湖の清掃を継続的に実施することで、環境学習に資するとともに、地域の 魅力を確認し、おもてなしの精神を育むことができると考える。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

(1)特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

(2)外国人児童生徒等への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

施策の	施策の取組状況			
〇成果	指標等	H27実績	H27目標	
12	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 91.2% 中学生 81.1% 高校生 56.9% 【H26実績】 小学生 85.3% 中学生 77.1% 高校生 49.9%	【H30目標】 小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%	
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の 割合	小学生 55.9% 中学生 53.4% 高校生 31.2% 【H26目標】 小学生 46.1% 中学生 45.3% 高校生 26.3%	【H30目標】 小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 特別支援教育の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び、共に生きていくための力を育む」ため、平成27年3月に策定した「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」に基づき、平成28年3月に具体的な取組とロードマップをとりまとめた「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」を策定した。
- ・入院中の児童生徒や特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、きめ細かな対応 を行うため、訪問指導教員や看護師を派遣し、児童生徒の学習の補完や、校外学習等への参加機 会の確保を図った。
- ・小中学校における特別な支援が必要な児童生徒への支援体制を整備するため、市町に対し、経費補助を行うことで、支援員や医療的ケアを行う看護師の配置を進めた。
- ・県立高等学校に対し、生活介助や学習支援を行う支援員の配置や、教員の専門性の向上を図るための指導助言を行う専門家の派遣により、特別な支援が必要な生徒への支援体制の強化や、個別の指導計画ならびに個別の教育支援計画の作成と活用を図った。
- ・障害のある子どもとない子どもが共に障害者スポーツを体験する「インクルーシブ・プログラム」に取り組むことにより、交流および共同学習をさらに進め、障害者理解の推進を図った。
- ・ やさしさをつなぐ学びのネットワーク推進事業モデルでは、高島市および県立新旭養護学校をモデル地域とし、モデル地域内の教育資源(特別支援学校、通級指導教室、特別支援学級、通常の学級)を活用した合理的配慮の提供についての研究に取り組むとともに、その成果の普及に取り組んだ。

②課題と今後の方向性

・今後は、滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)に基づき、関係部局や市町と連携しながら、訪問指導教員や看護師の派遣や市町への支援、高等学校への支援員の配置ならびに専門家の派遣、「副次的な学籍」など柔軟な学びの仕組みづくりに向けた市町との共同研究を進めること等により、発達障害を含む障害のある児童生徒への支援体制の充実を図り、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進していく必要がある。

(2) 外国人児童生徒等への学習支援

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・昨今、中南米に加え、アジアから来日する外国人児童生徒も増え、県内の各学校において日本語 指導が必要な外国人児童生徒が数多く在籍している現状がある。そのため、日本語指導が必要な 児童生徒の在籍率が特に高い31校(小学校20校、中学校7校、県立学校4校)に日本語指導加配 教員を配置するとともに、日本語指導が必要な児童生徒が2名以上在籍する74校(小学校53校、 中学校21校)に非常勤講師を派遣した。
- 支援員によるきめ細かな指導を行うことで、外国人児童生徒が母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係を深めることができた。

②課題と今後の方向性

- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、今後も減少が見込めない状況であるため、引き続き外国人児童生徒への学習支援を拡充する必要がある。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒および日本国籍の児童生徒に対して、外国人児童生徒いきいきサポート支援員を計画的に継続して派遣することで、児童生徒の課題に即した支援ができるよう、学校の担任や担当者と支援員とのきめ細やかな連携が必要である。また、学力の定着や学校生活への適応に向けた継続的な支援が必要である。教員と支援員の資質向上のための研修を充実することで、よりきめ細かな対応ができるよう努める。
- ・ 外国人児童生徒の公立学校における受入れの促進や日本語指導の充実、保護者を含めたきめ細かな支援体制づくりにおいては、外国人児童生徒の学力の向上が図れるような教材を開発し、滋賀県全体で共有化し、活用できるように配慮する。また、地域の関係機関との連携を深める等の取組を充実させる必要がある。

- ・ 個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成することは重要であり、その作成割合が順調に伸び ていることは評価できる。引き続き、特別な支援が必要な児童生徒への支援をお願いしたい。
- ・インクルーシブ教育は、専門家に任せてしまうのではなく、できるだけ多くの教員への研修を行い、学校全体で支援できる体制づくりが必要である。
- 特別支援学校に対して、特別支援学校以外の学校、例えば工業高校がどのように支援できるのか、という視点が重要である。
- ・日本語が話せることと日本語で学習できることはまったく別である。外国人児童生徒等が、日本語で学習し、生活していくための術を身に付けることができるよう支援をすることが重要である。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

(1)社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。また、本人の適性や希望を踏まえ、適切な進路指導を行います。

(2)個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

特別支援学校における個々の児童生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、 専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図ります。

さらに、教育、福祉、労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就 労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ります。

施策の取組状況				
〇成果	O成果指標等 H27実績 H27目標			
14	特別支援学校高等部卒業生の就職率	27. 6%	25%	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・企業関係者や学識経験者等の助言を受けながら、3年間を見通したキャリア教育の実践研究に取り組み、社会的・職業的自立を目指す効果的なカリキュラムを研究・開発を進めた。また、就業体験の効果的な活用等により、キャリア形成に必要な能力や態度を身に付けたり、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立する取組を行った。専門高校においては、大学や地元企業等との連携をすすめ、その知を活用した商品開発、調査研究や最先端の分析機器・加工機械を使用したものづくりなどに取り組むことを通して、生徒に高度な知識・技能を身に付けさせ、社会の変化や産業の動向に対応でき、各専門分野の第一線で活躍できる職業人の育成を図る取組を行った。
- ・中学校において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生きざまに触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てる中学生チャレンジウィーク事業は、平成19年度より継続して実施しており、平成27年度も県内のすべての公立中学校(99校)で取り組み、中学生がこれらの体験を通して自分のこれからの生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な体験・機会とすることができた。

- 各校で作成したキャリア教育のカリキュラムに基づきキャリア教育を実施し、検証や評価を行い、必要に応じて改善を図る。また、専門高校においては、高度な資格取得に向け、外部講師や上級学校と連携することで、生徒が資格取得に前向きに取組めるように支援し、資格取得に挑戦する意欲の向上を図るとともに、農業高校、工業高校、商業高校の専門的な学びを有機的に結び付けた連携事業にも取り組んでいく必要がある。
- ・中学生チャレンジウィーク事業では、学校所在地により受入事業所に偏りが見られ、経済状況等により受入事業所の変更や確保が難しくなっているという課題があることから、関係機関等との連携を深化させ、受入事業所の開拓を進める。また、生徒の姿勢やマナー指導の徹底が不十分であることや中学校3年間の系統性ある取組になっていないという課題もあることから、3年間のキャリア教育の指導計画に職場体験を効果的に位置付け、系統的なキャリア教育を推進するとともに、職場体験に伴う指導をより一層充実させる。

(2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

・共生社会の形成に向けて、障害のある生徒の社会的・職業的自立を図る必要があることから、従来より企業の協力を得ながらキャリア教育・職業教育に取り組んでいる。平成27年度は、「社会的・職業的自立をめざした職業教育充実事業」により、職業人育成プログラムの作成や「しがしごと検定」の試行に取り組み、県立特別支援学校高等部卒業生の就職率は、平成26年度卒業生では22.7%であったものが、平成27年度卒業生では3月末時点で27.6%となり、4.9ポイント上昇した。

②課題と今後の方向性

- ・県立特別支援学校高等部卒業生の就職率は上昇したが、平成27年度卒業生の全国平均値は29.5% (平成26年度は28.8%)であり、本県の数値は全国平均を下まわっていること、さらに、全国平均 値は年々上昇していることを踏まえると、本県の状況は未だ厳しい。
- ・障害のある子どもの社会的・職業的自立を推進するため、生徒が学校卒業後の自立に向け目標を 持って意欲的に学習に取り組めるよう、「しがしごと検定」を本格的に実施するなど、企業の知 見を生かしながら、職業教育と就労支援をより一層充実させていく必要がある。

- 単なる職業体験に留まらず、系統的なキャリア教育を実施することが重要であり、今現在の状況と目指す姿について検証する必要がある。
- ・ 専門高校では、生徒が製作した品物や育てた作物等がキャリア教育につながると考えるので、現在の取組を継続し、より一層強化することを期待したい。
- ・中学生チャレンジウィークは、中学校現場において定着しているが、教員には各地域における地 場産業や企業名を知っていただきたい。
- ・特別支援学校卒業生の就労機会の拡充のため、企業等とともに取組を強化することが期待される。

基本目標を達成するための3つの観点

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる①

(1)魅力と活力ある学校づくり

将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていく ための力を身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学 校づくりを進めます。

また、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫など、特色ある学校づくりを 進めます。

(2)信頼される学校づくり

学校の教育方針や活動について地域住民等からの意見を聞き、学校への理解や協力を得ながら、 学校運営の改善に取り組みます。

(4)高等教育機関を生かす取組の推進

本県では、積極的な大学誘致や大学設置を進めた結果、13の大学・短期大学、約38,000人の学生、約1,700人の教員が集まっています。

この「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献 する取組を推進します。

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 魅力と活力ある学校づくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・平成24年12月に滋賀県立高等学校再編計画を策定し、当計画に基づき、着実に高校再編の取組を 進めている。平成27年度は、統合新校の彦根翔西館高等学校と長浜北高等学校の開校に向けて、 各統合新校開設準備室への支援を行うとともに、統合新校設置懇談会を設け、関係者のご意見を 丁寧に聞きながら準備を進めた。
- ・ 高齢者から人生の知恵や地域の歴史・文化などを学ぶとともに、高齢者への理解を深めるため、 高校生が授業や特別活動等の中で高齢者と交流する機会を設けた。県立高等学校6校(堅田、彦 根西、長浜農業、水口、高島、八日市南)を推進校に指定し、交流事業を実施した。

- ・ 平成28・29年度は統合移行期となるため、併存する高等学校とともに円滑に学校経営・運営ができるよう、引き続き学校訪問等により状況の把握に努め、必要な指導・助言を行っていくなど、今後も再編対象校の取組を支援するとともに、一層の魅力と活力ある高校づくりに取り組む。
- 。高齢者とのふれあい交流事業では、学校独自の取組として、事業を継続できるよう検討していく 必要がある。

(2)信頼される学校づくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- 学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、学校、家庭、地域が連携協力して、地域をあげて子どもの成長を支える環境づくりに取り組んでいくことが期待されている。学校評価については、目標の達成状況や取組の適切さ等について評価するため、生徒や保護者、学校評議員を対象とした外部アンケートを実施しており、このアンケートについて、授業評価的な視点を必ず加えるとともに、学校独自の分析や次年度に向けての改善策の作成を行うなど、学校運営の改善を図る視点から実施している。

②課題と今後の方向性

・先進的な取組を行っている学校の手法等を各学校に示すことで、学校評価の実効性を高め、家庭 や地域への説明責任を果たすとともに、学校運営の一層の改善につながるようにしていく必要が ある。

(4) 高等教育機関を生かす取組の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・連携協定を結んでいる県内10大学で大学連続講座を実施した。生徒からは、「自分で一から物をつくる楽しさや完成した喜びを実感できた」、「学部選びの参考となった」等の感想があり、大学連続講座が参加者の主体的な進路選択に対して、意味をもつものとなっていることがうかがえる。
- ・京都大学との連携事業では、滋賀県高校生研究発表集会を京都大学で実施した。「皆さんの発表を聞けてよい刺激となった。来年の課題研究に活かしたい」、「次にこういう機会があれば今度は発表しようと思った」等の感想が寄せられ、参加生徒のモチベーションの向上に大きく寄与した。

②課題と今後の方向性

- ・大学連携講座については、募集定員以上の参加希望者が集まる講座がある一方で、受講希望者が 少なく非開講となった講座もあるため、高校生のニーズに合わせ、講座を設定していくことが必 要である。また、地域貢献という観点で、教員志望生徒向けの講座等の充実が求められることか ら、講座内容について、大学と連携を密にして相談していく必要がある。
- ・滋賀県高校生研究発表集会には、連携指定校11校中10校から発表があり、高校における学びの充実につなげるため、次年度以降も継続して取組を進めていく。

- 高齢者との交流はよい取組であるが、高齢者だけではなく地域の多様な人材と学校が関わることでより学校の魅力が高まるのではないかと考える。
- ・ 地域から学校へのアプローチだけではなく、児童生徒がいかに地域に働きかけていくか、という 視点が重要である。
- ・ 彦根と長浜の統合新校については、大規模校であるにもかかわらず円滑な運営ができており、評価できる。
- ・県内大学との連携をより一層進めていただきたい。

基本目標を達成するための3つの観点

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる②

(3)私学教育の振興

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、学校運営にかかる支援を推進します。

(5)修学の経済的支援の実施

経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、修学支援を行います。

取組の成果と課題、今後の方向性

(3) 私学教育の振興

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・ 私学を取り巻く状況の変化を踏まえ、生徒保護者の多様なニーズへの対応や安定的な経営のため の生徒確保等に係る課題に対応するため、平成26年度に私立学校振興補助金に係る配分基準の見 直しを行った。
- ・平成27年度は、引き続き私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、スポーツ・文化活動で優秀な成績をおさめた学校や少人数教育等のきめ細やかな学習指導の推進、障害者の積極的な受入れ等を行う学校へ重点的に配分し、私立学校ならではの魅力ある学校づくりを支援した。

- ・ 平成26年度に補助金の配分基準を見直し新たに設けた加算項目のうち、申請校数が2割以下となっている項目があるなど補助制度の活用が十分でないため、私立学校における特色ある教育が一層進むよう制度の周知を図る必要がある。
- ・ 今後とも、公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、私立学校の経常的経費の助成を通じて学校運営にかかる支援の充実に努める。

(5) 修学の経済的支援の実施

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- 経済的理由により高等学校等への就学が困難な者に対する支援として、奨学資金の貸与においては、これまで貸与条件の緩和や入学準備金の追加など制度の拡充に努めており、大学等への進学や疾病などの事情がある場合は返還の猶予も実施している。
- ・ 平成22年度からは高等学校等就学支援金が導入された。平成26年度制度改正により保護者の所得に一定の制限を設け、低所得世帯の生徒に対する支援を拡充することとされた。
- ・ 市町村民税所得割額が非課税である世帯に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図っており、平成27年度においては、第1子に対する奨学のための給付金額を増額している。
- ・高等学校等就学支援金とあわせて、平成26年度に私立高等学校等特別修学補助金の実質授業料無 償化となる対象を年収250万程度から年収350万程度までの世帯へ拡充し、低所得世帯の教育費負 担軽減を図ることとし、平成27年度においては、2,473人に対して私立高等学校等特別修学補助金 を支給した。

②課題と今後の方向性

- 高等学校等就学支援金や奨学のための給付金、滋賀県奨学資金の申請においては、所得証明書等を市町村役場へ交付申請して入手したうえで、添付書類を整えて申請しなければならず、申請者の事務的負担が大きいため、将来的にはマイナンバー制度を活用し、所得証明書等の添付書類の省略を検討する必要がある。
- 滋賀県奨学資金の返還においては、マイナンバー制度を活用して所得金額に応じて返済金額を決める所得連動返還型奨学金制度を検討する必要がある。
- ・ 奨学のための給付金は、第1子と第2子の給付額が大きく異なることから、第1子に対する給付額を引き上げるように、引き続き国へ要望していきたい。
- ・今後も経済的な理由により高等学校等への修学を断念することがないよう、必要な者に滋賀県奨学資金が貸与できるよう努めていくとともに、高等学校等就学支援金など保護者負担軽減にかかる事業を継続していく必要がある。
- 依然として公私間の教育費負担には格差があり、特に低所得世帯への教育費負担が大きいため、 引き続き私立高等学校等特別就学補助金の交付等を通して、私立高等学校等に通う世帯の教育費 負担の軽減に努めていく必要がある。

- ・ 経済的困難な家庭が少なくない今日、修学のための経済的支援の拡充が必要である。
- ・ 子どもたちに対しては、未来への投資の観点で、経済的支援をお願いしたい。
- 私立学校においては、「一芸に秀でる」ことを考えた教育をお願いしたい。
- ・ 奨学資金を受ける生徒に対しては、何らかの成果を求める必要があるのではないか。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

2 教職員の教育力を高める

(1)子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

教育愛と情熱にあふれ柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教員の育成と資質向上を図るため、OJTを取り入れつつ、高等教育機関とも連携しながら職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。

また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのない よう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

(2)優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

教員を志望する意欲のある大学生等を対象にした「滋賀の教師塾」の取組を充実させ、優秀な人材の確保に努めます。また、教職員一人ひとりの強みを生かし、効果的な人材育成を推進するとともに、それぞれの能力が十分に発揮できる人事配置に努めます。

(3)教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

教職員が心身の健康を確保し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう健康管理に努め、特にメンタルへルス対策の総合的・体系的な取組を進めるとともに、負担軽減対策等に取り組みます。

施策の	施策の取組状況				
〇成果	指標等	H27実績	H27目標		
15	「滋賀の教師塾」の卒塾者による全課程の評価	100. 0%	受講者が卒塾にあたり、将来、「教師として役立つ」と回答した割合が100%		
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員 会への出張支援	63. 9%	小・中学校および市 町教育委員会の合計 数に対する、総合教 育センター職員の出 張支援回数の割合が 50%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・子どもの力を引き出し伸ばす実践力の向上を図るため、職務の経験に応じた効果的な研修を行い、教職員の授業力を高める必要がある。平成27年度は、学ぶ力向上につながる確かな授業力や子どものニーズに対応できる資質能力を身に付ける「ステージ研修」の中の「5年経験者研修」にOJTを取り入れ、各校において授業力の一層の向上を目指した。また、学校経営能力の向上を目的とした「マネジメント研修」では、危機管理能力を高めるための研修を充実させた。さらに、人権研修を各研修に取り入れ、人権意識の向上を図った。
- ・各研修に対する受講者の満足度は、おおむね5点満点中4.3点以上であり、多くの受講者が「理解が深まった」、「専門性の向上につながった」、「研修で学んだことを自校で生かしたい」など、研修を踏まえて意欲を高めることができた。

- ・ それぞれの教職員が、子どもと向き合う時間を確保しながら資質能力の向上を目指すために、各校においてさらにOJTを活用し、教職員同士が協働し高め合うことが必要である。
- ・教員のニーズを把握し、教員のキャリア形成に資する研修を企画するとともに、教員が参加しやすい時期に研修を開催する必要がある。
- ・コンプライアンス意識を強化することが重要であるため、管理職以外の教職員対象の研修においても、さらに研修内容を充実させ、コンプライアンスの視点を涵養していくことが重要となる。

(2)優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・本県公立学校教員を志望する大学生や大学院生等を対象として、「滋賀の教師塾」を実施すると ともに、高等学校在学者に、「滋賀の教師塾出前講座」を実施した。その結果、教員志望者のす そ野を広げ、実践的指導力の育成が図れた。
- ・教育課題の多様化・複雑化と大量退職に伴う管理職の交代が多くなり、管理職の資質向上と、より戦略的な学校経営が求められるようになってきた。そのため、管理職対象の研修を充実するとともに、管理職自身の自主的な取組「滋賀の管理職塾」の支援を行った。その結果、学校のトップリーダーとしての意識の高揚と、職責の重さについて理解を深め、学校経営の改善に生かすことができた。
- ・地方公務員法の改正に基づき、平成27年度は管理職を対象として処遇に反映する人事評価制度を 試行した。人事評価制度が平成28年度から全職員対象となることを意識して、校長による職員面 談を充実し、授業観察の機会も増加している等の成果があった。

②課題と今後の方向性

- ・教員の大量退職に伴う大量採用の時期を迎えており、採用者の質の維持・向上が課題となっていることから、引き続き講座の充実に努め、「滋賀の教師塾」、「滋賀の管理職塾」の受講者数を拡大していく必要がある。
- ・ 改正地方公務員法に基づく人事評価制度を、組織の活性化および人材育成につながるものとして 円滑に運用していく必要がある。

(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・ 定期健康診断を県教育委員会教職員全員が受診するよう勧奨した。事後措置としては、医師の意見を聴取し、健康管理指導区分を決定し、就業上の制限等について各所属へ通知した。また、事後の保健指導では、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、その勤務先に保健師や栄養士が出向いて巡回指導を行うなど、保健指導・健康教育の充実に努めた。
- ・メンタルヘルス対策では、定例の各種相談事業の実施に加えて、定期健康診断時に9項目の簡易ストレスチェックを実施し、高いストレスを持つ教職員に対して二次調査を実施し、希望者には医師等との面談・相談を調整した。また、試し出勤制度の活用により復職支援に努めたほか、国が実施を義務化した新たなストレスチェック制度導入のための審議を行った。

②課題と今後の方向性

- ・受診対象者全員が確実に健康診断を受診できるよう、引き続き、きめ細かく定期健康診断の受診 勧奨をすすめていくとともに、事後の保健指導の効果について検証を行い、食生活や生活習慣の 改善の必要がある教職員への啓発・指導・支援をさらに充実させていく。
- ・メンタルヘルス対策の推進のため、引き続き、教職員への健康教育や啓発、管理監督者向け研修会やセミナー、各種相談事業の充実、長期休職者等の復職支援のほか、新たなストレスチェック制度の確実で効果的な実施と事後研修等により職場環境改善の推進を図っていく。

- 日常的な研修は重要であり、教員相互の学び合いなど、実践研究が集団的に行われるよう条件整備を進めることが期待される。
- ・グローバル人材を育成するためには、教員の海外研修の機会を増やし、多様性を経験することが 重要である。
- ・教員の人材不足が懸念されるので、「滋賀の教師塾」や「滋賀の教師塾出前講座」の取組を引き 続き推進し、人材の確保に努めるようお願いする。
- ・適正人員の確保等により、教員が子供たちと向き合える時間を確保することが必要である。
- 教職員のストレス対策など、健康管理のために、人員配置等の工夫が必要である。

基本目標を達成するための3つの観点

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる①

(1)全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

いじめや不登校等の諸問題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の充実や、専門家や関係機関、地域との連携を進めます。また、いじめ防止対策推進法に基づきいじめから子どもを守るための仕組みづくりに努めます。

施策の	施策の取組状況				
O成果指標等 H27実績 H27目標			H27目標		
17	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	集計中	100%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・ 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果では、いじめの認知 件数に占める解消しているものの割合が89.7%と全国平均の88.8%よりやや高い状況にあった。学 校種別ごとでは、小学校が87.9%(全国平均89.9%)、中学校が90.9%(全国平均86.4%)、高等学 校が96.4%(全国平均88.3%)、特別支援学校88.2%(全国平均81.4%)となっており、小学校以外 の種別では全国平均を上回っている。
- ・いじめの課題が顕著な中学校5校に計6人の教員を加配し、いじめ問題に対する指導の充実に努めた。その結果、配置校において、専任教員を中心にしたいじめの早期発見・早期対応の体制づくりができた。
- ・中学校3校にいじめ対応を専任とする養護教諭を配置した。その結果、養護教諭による教育相 談・カウンセリング機能の充実により、いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。
- ・ 平成27年度は、平成26年度から引き続きスクールカウンセラーを中学校、高等学校に全校配置するとともに新たに小学校重点校(15校に40時間)に配置し、早期発見・早期対応および教員の資質向上を図った。また、それ以外にも要請に応じて適宜派遣し、相談活動や教員・保護者への助言等を行った。さらには、ストレスマネジメントやエンカウンター等の心理授業にスクールカウンセラーが積極的に参加し、教員の資質向上と子どものストレス軽減を図る取組を充実した。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置については、平成26年度の10市11小学校から、平成27年度は 17市町17小学校に拡充した。また、配置校を中心にして、同一市町内の他学校での支援も行い、 児童生徒が過ごしやすい環境づくりを進めた。さらに、ケース会議の開催回数を増やし、教職員 に福祉的な視点を定着させるととも、学校の支援体制の充実を図った。
- ・そのような中、スクールカウンセラーが関わり早期対応・解決した割合が77.1%から84.7%、スクールソーシャルワーカーが関わり解決または好転に向かった割合が17.0%から44.7%と増加した。

②課題と今後の方向性

- 引き続き、加配教員の配置校の拡充により、いじめ問題の予防、対応への体制の充実を図る必要があり、そのため、国に対して、いじめ対応加配や複数配置校の拡充、いじめ対応と生徒指導に係る体制の充実を求める必要がある。
- ・学校だけでは解決が困難な事案もあり、弁護士、臨床心理士等の専門家の派遣が必要である。また、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、教職員が日頃から子どもとの信頼 関係を築き、子どものSOSに気づく感性と適切に対応する力量を高めるために、専門家を活用する中で、校内体制の充実を図る必要がある。
- 子ども自身がいじめを解決したり、いじめをなくすための取組を推進し、「居場所づくり」、 「絆づくり」の取組の充実を図る必要がある。

- ・中学校へのスクールソーシャルワーカーによる支援は、配置されている小学校からの派遣により 行われているが、中学生がよりスクールソーシャルワーカーの支援を受けることのできる環境を 整備していただきたい。
- いじめは犯罪であるので、警察、法律家などと連携し対応することが必要である。
- ・小学校高学年から中学校においては、ネット環境でのハラスメントを含めた総合的な指導が必要である。

基本目標を達成するための3つの観点

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる②

(2)学校安全体制の整備の推進

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や地域と連携した見守り体制を推進します。

また、子どもの学校内での安全を確保するため、学校施設の耐震改修等を進め、教育施設の整備に 努めます。

(3)子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

自然災害や不審者事案について、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力を身に付け、さらに、地域の一員として防災・防犯活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

施策の	施策の取組状況				
〇成果	指標等	H27実績	H27目標		
18	県立学校施設の耐震化率	93. 4% 【H26実績】 88. 0%	【H29目標】 100%		
19	学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高 等学校の割合	51.0% 【H26実績】 45.7%	【H30目標】 100%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(2) 学校安全体制の整備の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・学校施設は、生徒の学習や生活の場であることから、耐震改修工事の実施や防犯カメラの設置等 により安全で安心な学校の環境整備を推進している。
- ・ 平成27年度に耐震改修工事を9校実施した。
- ・平成25年度から各学校ごとに学校防災委員会を学校組織として位置付け開催するとともに、その 運営を担当する学校防災教育コーディネーターを校務分掌として位置付けている。
- ・県内学校園長・市町教育委員会担当者を対象に、「滋賀県 学校の危機管理トップセミナー」を開催したほか、滋賀県防災教育指導者講習会 I・IIを実施し、危機管理意識の向上を図った。

- ・県立学校の耐震化については、平成29年度の全施設耐震化完了に向けて、計画通り、引き続きエ 事を推進していく。
- ・学校施設については、全般的に老朽化が進行しており、抜本的な対策が求められている(が、厳しい財政状況のためその対応に限界がある)こと、昨今の気象状況の変化や生活様式の変化等に伴い、施設・設備(特にエアコンやトイレ)の整備水準が家庭や他の公共施設等と比較して低く、学習環境の改善が課題となっていることから、今後こういった観点を踏まえて、施設・設備のあり方を考えていく必要がある。
- ・各小学校におけるスクールガードの登録者人数が、平成25年度の26,823人を最後に26,000人を割っている。スクールガードをはじめとして地域や学校に貢献していただいていた方が、ご高齢により引退される場合が多いため、市町単位で登録を呼びかけたりする等の工夫が必要である。

(3)子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・東日本大震災の教訓を生かし、児童生徒が自らの命や安全を守るための能力を身に付けさせるために、「滋賀県学校防災の手引き」(平成24年3月刊行)を基に、毎年、学校の実情に応じた学校防災マニュアルを作成している。平成28年2月には、各学校園の次年度に向けての学校防災マニュアルの見直しにあたり、「学校防災マニュアルの見直しチェックリスト」を作成し、見直しと改善を図るよう指導した。各学校園では、チェックリストを活用し、学校防災委員会等において、学校防災マニュアルがより実効性の高いものになるよう、学校の特性や地域の実情に応じて見直しと改善を行った。
- ・ 「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の実践校や委託市町の取組を基に、県内 学校での防災教育の推進を図った。

②課題と今後の方向性

- 「滋賀県学校防災の手引き」は、東日本大震災を受けて作成したものであるため、風水害や原子 カ災害を想定されたものではない。そのため、各学校の各種災害のリスクが分かるような資料を 作成し、ホームページに随時アップロードする。それらの情報を基に、各学校は学校防災マニュ アルを改訂する。
- ・ 「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の実践校や委託市町の取組やその成果を 広める必要がある。

- ・耐震改修がおおむね完了しつつある中で、避難所としての学校の役割を意識する必要がある。
- 必要な個所には、確実に防犯カメラを設置する必要がある。
- ・ 児童会および生徒会などの自治活動の活性化と関連付けて防災教育を進めることで、その効果が 発揮されるのではないか。
- ・ 防災関係は、地域との連携が最も重要であるが、実態がともなっていないように思えるので、現 状を十分に検証する必要がある。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

4 子育て環境支援の充実を図る

(1)子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成を進めます。また、全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進や、多様な働き方に対応した良質な保育サービスの提供を進めます。

(2)子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに向け、虐待防止など子どもの人権を保障していく 取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から子どもを守る取組などを進めます。

(3)企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支えることができるよう、企業・事業所等との連携に努めます。また、働く保護者が子どもや地域と関わることのできる時間を十分に持てるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組の情報提供等を進めます。

施策の取組状況				
〇成果指標等		H27実績	H27目標	
20	家庭教育協力企業協定(しがふぁみ)の締結企業・ 事業所数	1, 366社	1, 300社	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- 社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まる中、市町が行う地域ぐるみの家庭教育支援体制の 充実を図るとともに、その重要性について啓発した。
- · 学校・家庭・地域の連携協力推進事業(国庫補助)では、8市町において、家庭教育チームの組織化や学習機会の提供、地域人材の育成に取り組み、うち4市で家庭教育支援チームが組織されるなど、地域に根ざした家庭教育支援活動が広がりつつある。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動ポスターコンクールでは、応募があった512作品の中から選定したポスターをもとに啓発ポスターを作成し、学校や公民館、企業等に配布した。
- ・保育所等の待機児童の解消のため、市町の保育所等の整備を支援し、平成27年度771人分の定員増を図った。平成28年4月1日現在の待機児童数は前年同月比7人減の339人となった。また、学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置促進を図り、平成27年度の利用児童数は、13,370人となった。

- ・家庭教育はすべての教育の原点であるという認識のもと、引き続き、地域や市町における家庭教育支援の取組が充実するための取組や、家庭教育の担い手である保護者の学びの機会を充実する ための取組を推進する必要がある。
- ・保育所等の待機児童を解消を目指し、引き続き就学前児童の教育・保育の場の確保を図っていくとともに、放課後児童クラブの待機児童の解消するため、引き続き、放課後児童クラブの設置を促進し、放課後における児童の居場所の確保を図っていく。

(2)子どもが健やかに育つ環境づくり

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・本県の刑法犯少年数は過去10年間減少傾向が続いている。非行少年を生まない社会づくりの一環として、更なる少年非行の減少と少年の規範意識醸成を目的に、少年警察ボランティアとの連携による非行防止教室を実施した。その結果、平成27年の刑法犯少年数は562人となり、平成26年に比べ21.1%減少した。加えて、子ども安全リーダー等の地域防犯ボランティアの拡充や中学生、高校生によるヤングボランティアの立ち上げと積極的な活動により、平成27年中の本県刑法犯認知件数は、昭和56年以降最少の11,308件となり、平成26年に比べ9.1%減少するなど、子どもが健やかに育つ環境づくりに寄与できた。
- ・児童虐待相談件数は年々増加しているため、市町の相談体制、ネットワーク機能強化に向けた スーパーバイザーの派遣を13市町で実施した。
- ・ 少年非行の低年齢化が進む中、青少年立ち直り支援センター「あすくる」にて、少年の立ち直り 支援に取り組み、支援完了率が前年比1.0ポイント増加した。

②課題と今後の方向性

- ・刑法犯少年数は減少したものの、少年の再非行率については増加傾向にあることから、今後も、対象を低年齢少年に絞るなどの工夫を加え、充実した内容の非行防止教室を継続的に実施する必要がある。また、平成27年末のヤングボランティアや外国人等の防犯ボランティア団体の数は前年度と同数を維持したが、ヤングボランティアの中には自発的な活動が出来ていない団体もあることから、防犯ボランティアサミットを開催するなど、若者世代の防犯ボランティア活動の活性化を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりを一層進める。
- ・児童虐待への対応については、引き続き関係機関と連携し、未然防止、早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復や子どもの自立支援までの切れ目ない支援を図っていく。
- 非行少年等立ち直り支援事業の実施にあたっては、引き続き、市町や関係機関と連携し、支援の 充実を図っていく。

(3)企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

①これまでの経緯とH27年度の取組状況

- ・家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに自主的に取り組む企業・事業所との協定締結数の拡大を図るため、比較的協定数の少ない市町の企業・事業所を訪問した結果、前年度の1,354企業・事業所から1,366企業・事業所に増加した。
- ・成果をあげている企業・事業所3社を訪問し、具体的な取組を取材した。社長等からのメッセージとともに「特色ある実践事例」として滋賀県学習情報提供システム「におねっと」のホームページに紹介した。
- ・企業内家庭教育学習講座の講師を6事業所で、延べ7回派遣した。約1時間程度、子育てについての講話を聴いたり、子育てについて語り合ったりする学習講座の開催を支援した。

②課題と今後の方向性

・ 家庭教育を社会全体で支援する環境づくりを推進していくため、企業・事業所との協定締結数の 拡大を図るとともに、家庭教育学習講座などの充実を図っていく必要がある。

- ・孤立した子育てとならないように、子育てサークルおよび子育て支援サークルへの支援が必要である。
- 「しがふぁみ」の締結企業・事業所数の増加はあくまで結果であり、各地域の企業との連携強化 策を推進していくことが重要であることに留意されたい。
- ・家庭環境が多様化していることから、家庭に過度の期待をせず、児童生徒の個に焦点をあてるな ど、支援の方法も柔軟に変化させることが必要である。

基本目標を達成するための3つの観点

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

(1)地域の力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。

(2)社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

全ての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図ります。

施策の取組状況				
〇成果指標等		H27実績	H27目標	
21	全ての小・中学校区において、学校支援地域本部な ど学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ 学校の割合	53. 9%	70%	
22	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学 校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の 割合	52. 2%	45%	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・豊富な知識や経験を持つ地域の人々や企業・団体・NPO等が学校を支援する仕組みづくりを進める「しが学校支援センター」に学校支援ディレクターを配置し、地域の人々や企業、団体等(支援者)と学校間のコーディネートを行った。
- ・生涯学習・社会教育の専門的知識の習得ならびにコーディネート能力の向上を図るなど、学校と地域を結ぶ指導的役割を担う教員の養成を目的とした研修会を年間3回実施した。「しが学校支援メニューフェア」を開催する第2回研修は平成27年度、28年度の2か年で全ての市町立小中学校の該当教員を対象とした。

- 学校支援メニューの積極的な活用により、子どもの学びが深まり、学校の教育活動が活性化した事例などを収集し、学校と地域が連携・協働する仕組みづくりを一層推進していく。
- ・企業・団体・NPO等の支援者との連携により、学校の教育活動を活性化していくために、学校と地域を結ぶコーディネート担当者の養成に一層努めていく必要がある。

(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・ 学校と地域の連携・協働体制を推進するため、推進協議会により各事業の在り方の検討を行うと ともに、事業関係者の資質向上等を図るための研修会を年間5回開催した。
- ・学校と地域が組織的に連携・協働する体制の指標としている、学校支援地域本部とコミュニティ・スクールおよび市町実施の類似事業を総合すると、県内全公立小・中学校数に占める実施割合が、平成26年度の50.6%から平成27年度は53.9%と増加した。また、学校支援ディレクターがコーディネートして、専門的な知識や技能を持った地域の企業・団体等が「学校支援メニュー」に係る「連携授業」を実施した学校の割合も、平成26年度の46.6%から平成27年度は52.2%に増加した。

②課題と今後の方向性

・平成30年度末までに、学校支援地域本部とコミュニティ・スクールに加え、放課後子ども教室・土曜日の教育支援・家庭教育支援など、学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合を100%とすることを目指し、引き続き、各市町の取組を支援するとともに、事業関係者に対する研修会の充実や、成果をあげている好事例の発掘などを通じて、意義や効果を積極的に啓発していく必要がある。

- ・ 地域の諸団体と学校が協働して、子どもの活動を盛んにする地域体制の整備が望まれる。
- ・ ボランティア文化が醸成されていない現状においては、学校と家庭の緊密化が大きな課題である。
- ・地域が学校を支え、児童生徒を育てるという視点とあわせて、学校や児童生徒が地域に貢献していくという視点も必要であると考える。

基本目標を達成する 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興するための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

1 社会的課題に対応した学習の推進

(1)環境に配慮した社会づくり

持続可能な社会づくりの実現に向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへと転換していくため、環境学習の充実を図ります。

(2)人権尊重と共生の社会づくり

生涯にわたり社会を生きる一人ひとりが人権に対して正しい理解を持ち、全ての人にとってより 住みやすい社会を形成していくための学習を推進します。

(3)消費者教育、交通安全教育等の推進

一人ひとりが社会において安全に、よりよく生活していくために、日常の暮らしの中で必要な知 識や情報を得られるよう、取組を推進します。

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)環境に配慮した社会づくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性については、一人ひとりがその重要性を意識して身近な問題として捉え、自発的な取組として拡がることが重要であることから、学習の機会を提供している。平成27年度は県内の小・中学校において低炭素社会づくり授業を49回実施するとともに、地域や団体に対し低炭素社会づくり講座を73回実施した。
- ・自治会や子ども会等の地域団体や学校、企業や市町などから相談を受け、環境学習・活動に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等について情報提供を行うほか、ホームページやメールマガジン等により発信を行い、環境学習の活動の場づくりを支援した。また、環境学習活動者交流会を開催し、指導者・活動者のネットワーク強化を促進した。

②課題と今後の方向性

- ・ 低炭素社会づくり学習支援事業については、学校や地域と一層連携し、継続的に幅広く低炭素社 会づくりに向けた環境学習を推進していく必要がある。
- ・琵琶湖博物館の環境学習推進事業においては、引き続き、活動者や指導者のネットワーク強化に 努めるとともに、各団体のプログラムへの相互参加や連携実施のきっかけづくり等につなげてい く必要がある。

(2)人権尊重と共生の社会づくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・ 学区や自治会ごとに開催される地区別懇談会や、企業・団体等が開催する人権研修会等の充実を図るため、人権啓発資料「波紋」の作成や視聴覚教材 (DVD)を購入した。これら人権教育に関する教材の貸出件数は、年間285件であった。

②課題と今後の方向性

・今後も、県民一人ひとりが、人権問題を自らの生き方に関わる問題として受け止めていくことができるよう、県内の関係機関等への支援を行うとともに、学習教材や啓発資料の充実を図っていく必要がある。

(3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・インターネット関連の消費者問題の増加や悪質商法の手口の多様化により、消費者被害は若者から高齢者まであらゆる年代に発生している。自立した消費者育成のため、消費者の関心が高いテーマをとりあげるよう工夫し、多くの県民にタイムリーに役立つ情報を提供することができた。
- ・ 第9次滋賀県交通安全計画の中期目標「平成27年までに年間交通事故死者数55人以下、死傷者数 8,800人以下」を達成するため、交通安全県民総ぐるみ運動を関係機関・団体と連携して地道に展 開した。

②課題の検証と今後の方向性

- 消費者が習得した知識を、適切な行動に結びつける実践的能力を育成するため、ライフステージ や消費者の特性等に応じた消費者教育・学習を推進する必要がある。取組にあたっては、教育委 員会や関係団体等との連携を図りながら進める。なお、より有効な教育支援のあり方や、消費者 市民社会の考え方の浸透が今後の課題であり、また、従来の受講者を、今後、行動する消費者に つなげるための工夫が必要である。
- ・ 平成27年中の発生件数は5,879件(対前年比△719件)、死者数は73人(対前年比+10人)、傷者数は7,625人(対前年比△920人)であった。高齢者の交通安全指導員養成講座、幼児交通安全指導者研修会による指導員の養成や、年間を通じた各種啓発活動に努めているが、今後も交通事故減少に向けた啓発活動を積極的に行っていくこととする。
- ・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成28年2月26日に施行されたことから、県民に条例の内容を知ってもらい、正しく自転車を利用してもらうことで、自転車の交通事故防止をさらに進めていく。また、同条例には自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、自転車を利用するすべての県民が自転車賠償保険に加入するように周知を図る。

- ・ ESD (持続可能な開発のための教育) や人権教育を関連させて、地域や職域で進めることが必要である。
- ・琵琶湖清掃の取組を基本に、滋賀県は環境への配慮に関しては日本で一番、世界で一番を目指すことを期待している。
- ・ インターネットやスマートフォンに早い時期から接し、その有効性や危険性に自ら気づく環境整備が重要である。

基本目標を達成する 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興するための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

2 健康づくりと生涯スポーツの振興

(1)誰もが親しめるスポーツ活動の充実

年齢や性別、障害等を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域における運動・スポーツ活動の充実を推進します。

(2)スポーツ環境の整備・充実

県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。

施策の	施策の取組状況							
〇成果	指標等	H27実績	H27目標					
23	県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者 数(累計)	224人	571人					

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・競技力向上対策については、平成26年12月に策定した滋賀県競技力向上基本計画に基づき、平成27年3月に滋賀県競技力向上対策本部を設置し、各競技団体と緊密に連携し各種の強化対策事業に取り組むとともに、競技団体ごとに平成36年滋賀国体に向けた強化計画を作成するなど強化対策に取り組んだ。国体の成績としては、男女総合成績(天皇杯順位)が24位(平成26年度は35位)となり、競技力向上基本計の準備期の目標である天皇杯順位20位台を達成することができた。
- ・ 広域スポーツセンター運営事業については、総合型地域スポーツクラブを育成・支援するため、 研修会・講習会およびシンポジウムを開催するとともに、市町巡回・調査などにより、効果的な 実施に努めた。
- ・障害者スポーツ大会開催事業については、第53回滋賀県障害者スポーツ大会を滋賀県障害者スポーツ協会に委託して、陸上はじめ10競技およびスペシャルスポーツカーニバルを県内8か所において実施し、選手1,505名が参加した。

②課題と今後の方向性

- ・ 平成27年度の成績を一時的なものにしないために、さらに競技団体と連携を強め、各競技団体が 作成した強化計画に基づき、準備期最終年(平成28年度)から充実期へと着実に強化事業を進め ていく必要がある。
- ・広域スポーツセンター運営事業については、さらに健康で活力に満ちた地域社会の実現に貢献できる組織へと発展するよう総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携を図りながら、取組を進める必要がある。また、関係者の高齢化が進んでいることから、後継者の育成に努める必要がある。
- · 障害者スポーツ大会への参加者は近年減少傾向にあるため、地域でのスポーツ環境の充実等を図り、新規参加者数の増加に努める。

(2)スポーツ環境の整備・充実

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・スポーツボランティア支援事業については、スポーツを「支える」立場から、スポーツイベントやスポーツ事業の運営に関わる一般のボランティアを養成し、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズ、さらには本県での国体・全国障害者スポーツ大会の円滑な運営のため、ボランティアネットワークを組織し、スポーツボランティアの養成を行い、89名の登録を得ている。
- びわこ毎日マラソン、朝日レガッタなどの全国的な大会や、県民総スポーツの祭典など県民自らが参加する大会などへの開催補助金、負担金支援も含めて、県として積極的に関与した。

②課題と今後の方向性

- ・将来にわたって継続できるスポーツボランティアの普及啓発・育成を図るとともに、引き続きスポーツボランティア登録の募集を行い、平成28年度において登録者数を300名とすることを目標としている。
- ・平成36年開催の滋賀国体・全国障害者スポーツ大会への機運醸成に向け、「する」「みる」「支える」の各視点から、県民が身近にスポーツに参画できるよう環境整備に努める。

- ・県民の健康づくりに資するよう、身体活動ができる広場を身近に確保することが重要である。
- ・生涯スポーツを振興するために、ベースとしての施設整備が重要であるが、同時に分野別の指導 者の育成も必要である。
- ・ 平成36年開催の滋賀国体・全国障害者スポーツ大会に向けて、「する」、「観る」、「支える」 の視点は重要であり、その方針のもと、環境整備に努めていただきたい。

基本目標を達成する 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興するための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

(1)文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

多様な文化芸術や文化財、そして本県の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュット について、「美の滋賀」づくりをはじめとする取組の中で、その魅力を広く発信するとともに、教育・観光等の幅広い分野で活用し、人々が文化芸術や歴史文化に親しむ機会の充実を図ります。また、次代の文化芸術の担い手の育成等を進めます。

(2)文化財の保存・継承、活用の推進

県内の豊かな有形、無形の文化財を保存・継承し、活用していくために、地域の文化財を地域の暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にする意識を育て、地域の人々とともに 保存と活用に取り組んでいきます。

施策の取組状況							
〇成果	指標等	H27実績	H27目標				
24	「千年の美つたえびと」の養成者数(累計)	641人	500人				

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・ 平成27年度から、戦国時代を代表する滋賀の城跡等歴史資産の魅力を広く発信するため、「戦国 の近江」魅力発信事業として県内外で探訪、講座等を実施した。県内外で講座等を7回実施し、 1,294人の参加があった。
- ・「受け継がれゆく いにしえの美」琵琶湖文化館所蔵品再生展示事業として平成26年度から琵琶湖 文化館の収蔵品を修理再生し、他美術館等で展示公開をして文化財保護への理解を深めた。平成 27年度においては、2件3点の修理再生を実施し、安土城考古博物館で特別展示を行い、6,946人 の入場者があった。
- ・安土城考古博物館については、平成23年度から公益財団法人滋賀県文化財保護協会が指定管理者として管理、展示啓発事業を実施している。平成27年度においては、特別展2回、企画展等3回、トピック展示7回、常設展示、普及啓発等の多彩な事業を実施し、平成26年度より約2,000人多い44,684人の入館者数となった。

②課題と今後の方向性

- ・ 大きな発信対象となる首都圏については、従来の手段であるチラシ配布やインターネット配信で は周知が限定的になるので、様々な広報手段を検討していく必要がある。
- ・文化財を修理再生し、それを発信していくことについては、引き続き取り組んでいくことが周知 を広げていくポイントとなるため、まだ活用できていない文化財を主眼に置き、さらに活用を深 めていくことにより、魅力発信に努める。
- ・安土城考古博物館の入場者数は減少傾向にあることから、展示内容や事業について、ファンの ニーズに対応したものとなるよう工夫し、情報発信を強化するとともに、多彩な事業を実施し、 文化財に親しむ場を提供していく。

(2) 文化財の保存・継承、活用の推進

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・「千年の美つたえびと」づくり事業においては、平成25年度から各種養成講座を実施し、近江の 仏教美術等の価値を自ら学び、伝えることのできる人材づくりにつなげていく事業を行ってい る。平成27年度においては、ワークショップを交えた養成講座等を計10回実施し、延べ429人の参 加者があった。滋賀の豊かな文化財について自ら学び伝える意欲を持つ人材の能力を向上させる 試みを行った。
- ・指定文化財保存修理等補助事業では、平成25年度に創設した「滋賀県文化財保存基金」を活用し、国指定・県指定文化財の保存修理等に対する支援を行ってきた。平成27年度においても国指定・県指定文化財計22件に対して保存修理等を実施し、その価値の維持が図れた。

②課題と今後の方向性

- 「千年の美つたえびと」づくり事業においては、順調に人材育成に着手しており、今後さらに 実践的な講座を運営してさらなる人材の能力向上をさせていく必要がある。
- ・文化財の保存、維持には適切な時期に適切な修理等を施す必要があるため、引き続き、適正な維持管理を実施するよう努めていく必要がある。

- 学校から歩いて行ける距離の文化財や匠などと早い時期から直接触れ合うことが重要である。
- ・地域の文化財を地域の人々が守り発信していく取組を進めていただきたい。
- ・ 滋賀県には日本全体の歴史を理解する上で重要な地域が多くある。日本史と地域の歴史を関連して学習することで、歴史文化を体得できるのではないか。
- ・文化財に関連性をもたせ、地域ごとではなく県全体の取組が必要である。地域に対する「誇り」、訪問客への「もてなし」の観点からの施策を期待したい。

基本目標を達成するための3つの観点

3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

4 生涯学習の場の充実

(1)社会教育体制等の整備推進

県民の学びの欲求に応えることができるよう、各市町の公民館等における学習機会の充実に努めるとともに、社会教育関係団体や、高等学校、大学等と連携して学習機会の充実に努めます。

(2)学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

県民の生涯学習を支援するため、一層、講座情報の収集や未登録団体へ情報提供を働きかけることで「におねっと」の内容充実を図るとともに、利便性の向上を図ります。

また、生涯学習の推進を図るため、公民館、図書館などの地域にある身近な所で、主体的に学習活動が行える、学びの場づくりを支援します。

(3)読書環境の整備と読書活動の推進

県民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ります。特に、子どもが読書 意欲を高め、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

(4)学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

県民がボランティア等として学びの成果を生かせるよう、福祉や環境等の分野や、学校支援活動、社会教育 施設等における活動の機会提供の充実を図ります。

また、生涯学習を行う人々が、学びを通じて多くの人とつながり、学びがより豊かなものになるよう、交流 や情報交換の場づくりを支援します。

施策の取組状況								
O成果:	指標等	H27実績	H27目標					
25	「におねっと」の講座情報登録数	2, 467件	2, 100件					
26	県立図書館来館者数	243, 006人	259, 000人					

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 社会教育体制等の整備推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・多様化、高度化する県民の学習ニーズに応えるべく、身近な社会教育施設、県立学校、大学等の多様な学習機関が連携し、体系的な学習機会を提供する「淡海生涯カレッジ」を、これまで県内5つの地域で開校してきたが、平成26年度をもって湖南校が終了することとなった。湖南、甲賀地域の学習機会提供体制を維持するため、平成27年度は新たに甲賀校を開校し、引き続き県内5つの地域で開校した。各校におけるプログラムの工夫や、効果的な広報活動を行った結果、定員を上回る応募があり、最終的に150名の方に受講いただいた。
- ・ 学びの成果を地域で生かしていただくため、修了者が大学で学び直し、地域で活動できる仕組みや、湖の子サポーターや琵琶湖博物館の「はしかけ」制度、地域でのボランティア活動についての情報提供を行った。

②課題と今後の方向性

これまでの取組では、充実した「学び」が展開されてきたものの、個人の学びでとどまり、その成果を地域で生かして活動につなげられているとは言い難い状況であるため、県と市町との役割を明確化し、市町がそれぞれの地域の特性を生かした体制整備を進めていき、県が広域的な情報発信、市町のバックアップ等の役割を担う必要がある。

(2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・ 平成28年3月に「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」を策定し、県民をはじめ、行政、 関係機関の生涯学習に関する取組の基本的な理念や目指すべき姿、取組の視点や県の施策展開の方向性を 示した。

- ・生涯学習の総合的窓口として、県民の主体的な学習を支援する「しが生涯学習スクエア」(県庁新館2階) を運営している。人権や生涯学習に係わる視聴覚教材を整備し、県民に提供しており、平成27年度には515 件の貸出を行った。
- ・インターネットによる学習情報提供システム、「におねっと」を県民に提供しており、平成27年度には県内の生涯学習に係わる講座情報を、2.467件を登録・発信した。

②課題と今後の方向性

- ・社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生する生涯学習社会づくりを推進するため、「滋賀の生涯学 習社会づくりに関する基本的な考え方」を広く発信し、各主体と協働して事業を推進いくことが必要であ る。
- ・ 視聴覚資料の利用が前年度比で20%落ちているが、VHSからDVDへの移行を進めることで利用数の 増加を 目指す。また、これまで以上に様々な情報源から生涯学習に係わるイベント・講座情報を収集・提供し、 県民と事業関係者を結ぶ役割を果たすことで生涯学習の普及と実践に資する。

(3) 読書環境の整備と読書活動の推進

①これまでの経緯と平成27年度の取組状況

- ・ 県民の学びを支えるために、幅広い分野の図書資料等を県立図書館に整備するとともに、公共図書館間の 物流ネットワークにより、遠方からでも市町立図書館を通じて県立図書館の図書資料等を利用できる仕組 みを構築し、県民への資料提供に努めた。
- ・子どもの読書活動を推進するため、学校図書館を「読書センター」、「学習情報センター」として位置づけ、平成27年度から「学校図書館活用支援事業」を開始し、小中学校の学校図書館リニューアル支援および学校図書館に向けた図書の貸出を行った。

②課題と今後の方向性

- ・ 読書環境の整備として、県民の幅広い資料要求に対応できるよう、継続的に図書資料等の整備を行うとと もに、図書資料等の広報や市町立図書館への支援を通して、全県民の読書活動を支援することが必要であ る。
- ・県立図書館については開館から36年が経過し、社会情勢が大きく変化する中、様々な課題に直面している。そのため、県立図書館の役割や運営等、本県の実情に応じたこれからの図書館のあり方について検討していく。

(4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

- ①これまでの経緯と平成27年度の取組状況
- ・あらゆる機会をとらえて社会貢献活動の魅力を伝え、その活動への参加機会を提供し、また、専門的な知識やNPO等に関する幅広い情報の発信を行っている淡海ネットワークセンターへの支援事業を実施してきた。
- ・淡海ネットワークセンターの平成27年度のホームページアクセス数は38,060件となり、前年度を下回ったものの、NPO等の活動情報誌を掲載した情報交流誌「おうみネット」10,000部を年4回、県内の図書館を含む公共施設等に配布することで、社会貢献活動について、県民の意識や理解が深まるとともに、NPO等の基盤強化につながった。

②課題と今後の方向性

- ・寄付文化の醸成を目指し、これまで行ってきた相談事業や助成事業ならびに社会環境の変化を踏まえ、「未来ファンドおうみ」について積極的に広報を行うとともに、基金メニューの多様化を図り、寄付者の発掘に努める必要がある。
- ・今年4月に本県が所管するすべてのNPO法人に対してアンケートを実施したところ、運営上の課題として、概して活動基盤が脆弱で、資金面や人材面での課題を抱えている法人が多く見られることから活動基盤の強化が課題となっている。引き続き淡海ネットワークセンターへの支援事業を通じて、地域で活躍する人材の育成や社会貢献活動の促進を行う。

- ・ 淡海生涯カレッジとともに、大学開放を進めていくことが期待される。
- ・ 学校と地域の図書館との連携を密にすることが望まれる。
- 音読を多く取り入れた読書活動をより一層推進していただきたい。
- · ICTが発達してきている中で、読書活動の在り方についても検討が必要ではないか。

3 第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況

		指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前年度実績)	H27実績	H27目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H27 評価と課題	所管
	1. 1	子どもたちのたくましく生きる 「確かな学力」を育む	る力を育む						
		教員が授業中の働きかけや子 どもの学習活動を分析し、相 互に研修する回数(授業研究 を伴う校内研修を年間11回以 上実施している学校の割合)	小学校 21.0% 中学校 6.6%	小学校 24.0% 中学校 14.6%	小学校 23.6% 中学校 13.8%	小学校 80% 中学校 80%	小学校 80% 中学校 80%	△ 目標値に届いておらず、今年度から実施 している「学ぶ力向上推進リーダー研 修」等を通じて、引き続き研修会の実施 を促していく必要がある。	幼小中教育 課
		「国語の授業の内容がよく分 かる」と回答した児童生徒の 割合	小学生 36.6% 中学生 15.3%	小学校 30.4% 中学校 17.5%	小学校 35.2% 中学校 20.0%		小学生 40% 中学生 30%	〇 今後も引き続き、よくわかる授業になる よう、学校訪問や「国語科主任指導力向 上研修」等を通じて授業改善を促してい く必要がある。	幼小中教育 課
4 4	3	放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する小学校の割合(週1回以上実施している学校の割合)	3.0%	小学校 27.3%	小学校 28.3%	30%	30%以上	△ 目標値に届いておらず、放課後を利用した補充学習の成果を紹介するなど、事業の実施を促していく必要がある。	幼小中教育 課
		不読者(月に1冊も本を読まない児童生徒)率	小学生 3.5% 中学生 17.2% 高校生 41.8%	小学生 2.4% 中学生 13.9% 高校生 44.5%	小学生 2.5% 中学生 13.8% 高校生 42.6%	小学生 2.9% 中学生 13.0% 高校生 36.0%	高校生 30.0%	△ 引き続き策定時の目標(平成30年度目 標)の達成に向け、関係各課と連携して 子ども読書活動の推進を行う。	生涯学習課
	2	! 「豊かな心」を育む							
	5	「自分にはよいところがあ る」と回答した児童生徒の割 合	小学生 78.0% 中学生 64.2%	小学生 77.3% 中学生 64.1%	小学生 76.8% 中学生 64.9%		, , == , , , ,	△ 数値的にはほぼ横ばいの状況が続いている。自尊感情の捉え方、その育成の重要性、推進学区の成果等を全県に広げ、推進を図っていく必要がある。	幼小中教育
		人権教育において「参加・協 カ・体験」的な学習を行って いる学校の割合	84. 0%	99. 2%	98. 5%		100%	△ 数値的には、わずかに低下したが、ほぼ 目標値に近い結果となっている。今後も 引き続き、各研修会や計画訪問等を通し て目標値に近づけるとともに、学習内容 の向上を図る指導に努める。	人権教育課

		指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前年度実績)	H27実績	H27目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H27 評価と課題	所管
		主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	24. 4%	26. 3%	27. 3%	27. 4%	27. 4%以上	評価と課題	高校教育課
	3	「健やかな体」を育む							
_	8	小学校「健やかタイム(10分 間運動)」の実践校数		18校	152校		全小学校	○ 平成26年度の拠点校での取組の成果や課題を整理し、実践事例集にまとめ、全小学校に配付し実施校の拡充を図ることができた。今後、全小学校での実施を図る。	保健体育課
	9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数		279人	234人	230人	230人	○ 平成25年度から取組を開始し、体育科を 得意としない先生を対象に授業研究会を 行うことで、小学校教員の体育科の指導 力向上を図ることができた。今後も多く の先生方が研修会に参加し、体育の指導 力向上に努めて頂くことが必要である。	保健体育課
	10	中・高等学校教員の運動部活 動指導者研修会受講者数(累 計)		335人 (累計680人)	336人 (累計1,016人)	900人	1, 800人	O 平成25年度より運動部活動を指導する顧問を対象に、体罰防止研修会を開催し、適正な運動部活動の指導と体罰防止に努めることができた。今後も引き続き、計画的に年2回実施し、体罰防止に努める。	保健体育課
	4	「滋賀の自然や地域と共生	するカ」を育む						
	11	県内公立登録博物館を学校教 育で訪れた県内小・中学校の 児童生徒数	24, 807人	23, 789人	19, 590人	25, 800人	27, 300人	△ 博学連携をさらに強化し、学校教育の一 環として博物館を訪れる小・中学校児童 生徒数の増に取り組んでいく。	文化財保護 課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前年度実績)	H27実績	H27目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H27 評価と課題	所管
	5 共生社会に向けた多様な二・	ーズに対応する教	育の推進					
12	「個別の指導計画」を作成し ている児童生徒の割合	小学生 74.8% 中学生 66.0% 高校生 32.3%	小学生 85.3% 中学生 77.1% 高校生 49.9%	小学生 91.2% 中学生 81.1% 高校生 56.9%		中学生 100%	〇 小中高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることができた。今後も、小中学校については、市町担当者会等を通じて、引き続き作成率の向上と指導計画の活用促進を徹底し、高等学校については、専門家を派遣することにより、さらなる作成率の向上に向けた取組を推進する必要がある。	学校支援課
13	成している児童生徒の割合	小学生 36.3% 中学生 32.6% 高校生 11.6%	小学生 46.1% 中学生 45.3% 高校生 26.3%	小学生 55.9% 中学生 53.4% 高校生 31.2%		小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%	〇 小中高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることができた。今後も、市町教育委員会や高等学校への指導をさらに徹底することで、保護者や医療、福祉といった関係機関との連携を促進させ、教育支援計画のさらなる作成率の向上を図る必要がある。	学校支援課
	6 多様な進路・就労の実現に	向けた教育の推進	1					
14	特別支援学校高等部卒業生の 就職率	17. 5%	22. 7%	27. 6%	25%	28%	○ 平成27年度卒業生は3月末時点で27.6% となり、目標を達成したが、平成26年度 卒業生の全国平均値は28.8%であり、そ の値も年々上昇していること等を踏まえ ると、これまで以上に生徒が就労への目 標と意欲を持って学習に向かう仕組みづ くりを急ぐ必要がある。	学校支援課
	社会全体で子どもの育ちを支	える						
	2 教職員の教育力を高める	T	T					
15	「滋賀の教師塾」の卒塾者に よる全課程の評価	96. 0%	100. 0%	100. 0%	100%	100%	○ 本県公立学校教員を志望する大学生や大学院生等を対象として、「滋賀の教師塾」を実施するとともに、高等学校在学者に、「滋賀の教師塾出前講座」を実施した結果、教員志望者のすそ野を広げ、実践的指導力の育成が図れた。今後も、「滋賀の教師塾」の講座の充実と塾生の拡大に一層努める必要がある。	教職員課

4 6

								評価区分		
		指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前年度実績)	H27実績	H27目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	計画と方 H27 評価と課題	所 管	
┢										
	16	総合教育センターの行う小・ 中学校、市町教育委員会への 出張支援	44. 0%	61. 1%	63. 9%	50%	50%	○ さらに、支援を強化するため、「目標値等(目標の内容)」を「小中学校および市町教育委員会の依頼数に対する、総合教育センター職員の出張支援回数の割合100%」とする。	総合教育セ ンター	
(3 .	安全・安心な学校・地域をつ	くる							
	17	いじめの認知件数に占める解 消しているものの割合	91. 5%	89. 7%	集計中	100%	100%	- 平成27年実績については現在集計中であ り、10月中旬を目途に公表予定である。	幼小中教育 課	
								0		
_	18	県立学校施設の耐震化率	77. 2%	88. 0%	93. 4%		【H29目標】 100%		教育総務課	
7	19	学校防災委員会を年間3回以 上開催した小・中・高等学校 の割合		4 5. 7%	51. 0%		100%	O 各校種ともに、平成26年度よりは数校で はあるが、3回以上実施する学校が増加 しているももの、2回までの学校が多い 状況にある。平成28年度には、学校防災 教育コーディネーター講習会を2回開催 し、その際に再度周知徹底する。	保健体育課	
4	4 .	・ ・子育て環境支援の充実を図る								
		家庭教育協力企業協定(しが ふぁみ)の締結企業・事業所 数	1, 249社	1, 354社	1, 366社	1, 300社	1, 345社	〇 協定締結企業・事業所数は目標以上に拡 大している。家庭教育学習講座の開催支 援や好事例を発掘するとともに、取組の 充実を図っていく必要がある。	生涯学習課	
į	<u>5</u> .	社会全体で子どもを育てる環境	<u></u> 竟をつくる							
	21	全ての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	44. 0%	50. 6%	53. 9%	70%	100%	△ 徐々に拡大しているが、今後も地域との連携により成果をあげている好事例を発掘するとともに、意義や効果について啓発を図っていく。	生涯学習課	

_								
	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H26実績) (前年度実績)	H27実績	H27目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H27 評価と課題	所管
2	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	36. 0%	46. 6%	52. 2%	45%	60%	○ 連携により、子どもの学びが深まり、学 校の教育活動が活性化した事例を収集 し、意義や効果について啓発を図ってい く必要がある。	生涯子音誄
3	. すべての人が共に育ち、社会? 2 健康づくりと生涯スポーツの		振興する					
2	県内総合型地域スポーツクラ 3 ブで指導する有資格者数(累 計)	271人	212人	224人	571人	871人	△ 有資格者の活動の場が減ってきていることから有資格者数は自然減の傾向にあり、活動の場の拡大に取り組む必要がある。	スポーツ課
	3 魅力ある文化の振興と歴史	文化に親しむ機会の	の充実					
2	4 「千年の美つたえびと」の養 成者数(累計)		394人	641人	500人	1, 000人	〇 参加者に対し、文化財(仏像・仏画)の 見方や政策の方法等を体験的に学ぶ講座 を実施できた。今後、更に実践的で役に 立つ講座の運営に努める必要がある。	文化財保護課
	4 生涯学習の場の充実							
2	5 「におねっと」の講座情報登録数	1, 848件	1, 960件	2, 467件	2, 100件	2, 100件以上	〇 目標を大きく上回る講座情報を登録できた。幅広く講座情報を収集した結果であるが、今後は件数だけでなく、より内容を精査して提供する必要がある。	
2	6 県立図書館来館者数	254, 000人	248, 074人	243, 006人	259, 000人	266, 500人	△ 県民の資料要求に的確に対応できるよう、資料の整備に努め、館内では資料展示や土曜サロンの定期的実施など読書環境の充実に努めた。その結果、目標値にはわずかに届かないものの、93.8%の達成度となった。	図書館

[※]〇…H27年度目標達成(H27年度目標を定めていない場合、H26年度から数値が改善している)

^{△…}H27年度目標未達成 (H27年度目標を定めていない場合、H26年度から数値が改善していない)

ー……実績値なし・集計中